

# 総括審査会会議記録（第2号）

令和7年 3月18日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月18日(火曜)

午前 10時30分 開議

午後 2時16分 閉会

2 場所

議 場

3 会議に付した事件

別紙のとおり

4 出席委員

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 金澤拓哉君  | 2番  | 誉田憲孝君  |
| 3番  | 木村謙一郎君 | 5番  | 石井信夫君  |
| 6番  | 佐藤徹哉君  | 7番  | 佐々木恵寿君 |
| 8番  | 半沢雄助君  | 9番  | 猪俣明伸君  |
| 10番 | 山田真太郎君 | 11番 | 吉田誠君   |
| 12番 | 鳥居作弥君  | 13番 | 山口洋太君  |
| 14番 | 山内長君   | 15番 | 渡辺康平君  |
| 16番 | 鈴木優樹君  | 17番 | 渡邊哲也君  |
| 18番 | 江花圭司君  | 19番 | 水野透君   |
| 20番 | 山口信雄君  | 21番 | 真山祐一君  |
| 22番 | 安田成一君  | 23番 | 渡部英明君  |
| 24番 | 三村博隆君  | 25番 | 水野さちこ君 |
| 26番 | 大橋沙織君  | 27番 | 佐藤郁雄君  |
| 28番 | 佐藤義憲君  | 29番 | 高宮光敏君  |
| 30番 | 先崎温容君  | 31番 | 佐々木彰君  |
| 32番 | 鈴木智君   | 33番 | 伊藤達也君  |
| 34番 | 荒秀一君   | 35番 | 橋本徹君   |
| 36番 | 大場秀樹君  | 37番 | 三瓶正栄君  |
| 38番 | 宮本しづえ君 | 39番 | 佐藤政隆君  |
| 40番 | 長尾トモ子君 | 41番 | 渡辺義信君  |

|     |       |   |     |       |   |
|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 42番 | 山田平四郎 | 君 | 43番 | 佐藤雅裕  | 君 |
| 44番 | 矢吹貢一  | 君 | 45番 | 安部泰男  | 君 |
| 47番 | 佐久間俊男 | 君 | 48番 | 高野光二  | 君 |
| 49番 | 古市三久  | 君 | 50番 | 宮川えみ子 | 君 |
| 51番 | 満山喜一  | 君 | 52番 | 太田光秋  | 君 |
| 53番 | 佐藤憲保  | 君 | 54番 | 今井久敏  | 君 |
| 55番 | 宮下雅志  | 君 | 56番 | 亀岡義尚  | 君 |
| 57番 | 瓜生信一郎 | 君 | 58番 | 神山悦子  | 君 |
| 議長  | 西山尚利  | 君 |     |       |   |

## 5 議事の経過概要

(午前 10時30分 開議)

佐藤義憲副委員長

この際、私が委員長の職務を行う。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総括審査会を開く。

直ちに質問に入る。

通告により発言を許す。

佐藤徹哉委員。

佐藤徹哉委員

自由民主党議員会、佐藤徹哉である。

初めに、地方創生の取組について聞く。まち・ひと・しごと創生法が施行され、地方創生の取組が始まり10年が経過した。昨年6月、当会派の山内議員が地方創生の総括について知事に尋ね、知事は、移住者や新規就農者が増加するなど一定の成果はあったが、若者の県外流出や少子化の進行により人口減少の大きな流れを変えるには至っていないと答弁した。国においても、全国各地で様々な好事例が生まれたと評価する一方で、それらが普遍化することはなく、人口減少や首都圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったとし、各地域が女性や若者にも選ばれる地域となるため、自ら考え行動を起こすことが必要であると総括した。この総括は、地方創生の普遍化は地方の責任である、と言わんばかりの分析にも映り、私自身は

少々納得しかねる部分もある。

本年1月に石破総理大臣は、施政方針演説において、地方創生2.0を「令和の日本列島改造」として強力に推し進める決意を示し、その柱の一つとして「若者・女性にも選ばれる地方」を掲げた。本県においても、若者の県外流出が深刻化しており、「若者・女性にも選ばれる地方」を目指し取り組むことが重要である。

そこで知事は、若者や女性の県内定着・還流にどのように取り組んでいくのか。

知事

本県は進学・就職期における若者、特に女性の県外への転出が顕著である。こうした厳しい状況を打開するには、官民を問わず、あらゆる主体が認識を共有し、ともに取り組むことが極めて重要である。このため、次期総合戦略では、「連携・共創による『福島ならではの』の県づくり」を基本理念として掲げた。これを具体化するため、新年度は、新たに官民連携・共創チームを立ち上げ、若者や女性の県内定着・還流に向けた議論を深掘りし、より効果的な施策の構築につなげるほか、若者、女性が働きやすい職場づくりへの支援やアンコンシャス・バイアスの解消、企業情報の発信強化など、若者、女性の声や思いを大切にした取組を重点的に進める。

引き続き、未来を担う若者や女性が福島で働き、住み続けたいと思う魅力ある県づくりにオール福島で取り組んでいく。

佐藤徹哉委員

国の方針が「まち・ひと・しごと」であることに対し、知事の一丁目一番地が人であることに深く共感する。新年度もしっかりとした取組を願う。

次に、移住の促進について聞く。移住の促進に向けて、都内の相談窓口における移住相談や、市町村と連携した全県規模の移住相談会の開催等を継続した結果、本県への移住者数は年々増加傾向にあり、令和5年度は過去最多の3,419人を記録したことは高く評価する。また、調査機関J o b総研が、全国の20代～50代の男女874人を対象に昨年行った「地方移住の意識調査」によると、首都圏よりも居住費が安いことなどを理由に、約6割が地方移住に興味があると答えた一方、環境の変化や移住にかかる費用等がハードルとなっている。

環境の変化へのフォローや財政的な支援について、県では相談窓口での対応や移住支援金の支給などに取り組んでいることを承知している。白河市では、関東地方に隣接し、かつ東北新幹線沿線という地の利を生かし、首都圏等に通勤する市内へ

の移住者等に対し、新幹線定期代の一部を補助する制度を今年度から開始し、その効果が期待されている。また、西郷村では、新年度より県外の大学・専門学校に通う学生を対象に月3万円の新幹線通学費を補助する取組を開始する。今後、県は、こうした地域の特性を生かした市町村独自のアイデアや具体的な取組と連携することがますます重要になる。

そこで県は、移住促進に向け、市町村とどのように連携していくのか。

#### 企画調整部長

市町村との連携については、地域の特性に応じた市町村の移住施策を、県の高い発信力を生かして広く周知することが重要である。そのため、1月に、県の移住ポータルサイトを改修し、白河市の新幹線定期代補助や西会津町の暮らしサポーター制度など、市町村独自の支援策の発信を強化したほか、新たなサイト閲覧者の確保に向け、ウェブ広告を積極的に展開している。今後も市町村との連携による相乗効果を高め、さらなる移住の促進を図っていく。

#### 佐藤徹哉委員

次に、地域公共交通について聞く。国は、昨年7月に交通空白解消本部を設置し、令和7年度からの3年間を集中対策期間と位置づけ、ライドシェアを含め、地域住民や来訪者が公共交通を利用できない交通空白地の解消に向けた対策を推進する。交通空白地の解消に当たっては、基礎自治体である市町村がその中心を担うが、財政的支援を含め、県として支える必要がある。

そこで県は、交通空白地の解消に向け、市町村が行う生活交通対策への支援にどのように取り組んでいくのか。

#### 生活環境部長

市町村が行う生活交通対策への支援については、コミュニティーバス等の運行に加え、AIを活用したデマンド交通など、本格運行に移行するための実証事業に対して補助を行っている。新年度は、多様な移動手段の確保のため、ライドシェアの実証事業に対する補助制度を創設するなど、支援の充実強化を図っており、引き続き市町村と連携し、交通空白地の解消に取り組んでいく。

#### 佐藤徹哉委員

次に、特定再生資源物の屋外保管について聞く。金属などを屋外で保管する作業場、いわゆる金属スクラップヤードにおいて、鉄筋・鉄骨の山積みによる崩落や、

油の流出などによる周辺環境への影響を懸念し、6月定例会の一般質問にて対策を講じる必要があると述べたが、事故や汚染等を防止し、生活環境の保全や県民生活の安全確保を図るため、昨年10月に福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例が公布され、本年1月1日に施行された。条例施行から2か月がたつが、本来、条例に基づき県が立入検査等を行うことで、事業場の保管状態が改善され、さらにはグレーチング等の盗難防止にもつながると期待しており、この条例を適切に運用していくことが極めて重要である。

そこで県は、特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例の適正な運用にどのように取り組んでいるのか。

生活環境部長

条例施行に向けた説明会を県内各地で開催したほか、外国人経営者に対し、多言語によるパンフレットを活用しながら条例の周知に努めている。また、地方振興局に、警察官OBを監視指導員として新たに配置し監視活動を強化しており、今後とも条例に基づき、事業場の適正な管理が図られるよう取組を進めていく。

佐藤徹哉委員

多言語化した資料等を整え、外国人の管理者等にも周知していることを理解した。適切に運用されることを望む一方、ヤード管理者から、申請手続の複雑化や保管基準の厳格化を不安視する声を聞く。本条例により警察の立入りが可能になり、近年頻発する銅線やアルミパイプ、金属くずの盗難や不正取引の抑止・防止につながると期待している。

そこで、ヤード管理者にさらなる理解を求めていくことが重要であると考え、見解を聞く。

生活環境部長

条例の制定に当たり、業界団体から意見を聞いた。また、公布後には、条例の趣旨や規制内容の理解促進のため、県内3方部において事業者を対象とした説明会の開催に加え、事業場を直接訪問し説明している。金属スクラップヤードの適正管理に向け、事業者の理解が得られるよう今後も丁寧に対応していく。

佐藤徹哉委員

次に、教育行政について聞く。先日、衆議院本会議で2025年度予算案が可決された。私立も含めた高校授業料無償化に関する措置などを盛り込む修正が行われ、受

受験を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。これまで、授業料が安い公立高校と、授業料は高くともインターネット環境や部活動の設備などが充実し、専門的な教育が受けられる私立高校とすみ分けができていたが、その垣根がなくなる。少子化が進む中、県立高校は「特色ある選ばれる学校」でなければならない。そのような状況の中、郡山市には4月から中高一貫の県立安積中学校が開校し、郡山高校には探究科が設置される。郡山高校における令和7年度前期選抜の志願倍率は、普通科0.94倍に対し、探究科は1.34倍となっており、特色のある学校が選ばれる傾向が見てとれる。なお、県立安積中学校の倍率は、驚異の5.12倍であった。

そこで県教育委員会は、県立高等学校の特色化にどのように取り組んでいくのか。  
教育長

県立高校の特色化については、生徒の興味、関心や社会のニーズを踏まえ、医療従事者、教員等を志す生徒の職業観を養うための普通科におけるコース制の導入や、地域企業と連携した商品開発や就業体験など、専門高校における探究的かつ実践的な取組を推進している。今後も県立高校改革を着実に進めながら、生徒から選ばれる特色ある学校づくりに取り組んでいく。

佐藤徹哉委員

先述のとおり県立安積中学校の倍率は5.12倍と高く、充実した学びを求める優秀な生徒が集まった一方、高校募集を停止した中高一貫校が2010年以降増え続け、首都圏の中高一貫校では、高校募集のない完全中高一貫が主流となっている。理由として、中高6年間を通すことで授業カリキュラムを組みやすく、また、中学校で高校の履修内容を先取りするため、中高一貫の途中から入学すると進度がそろわず、学力差を埋められないことなどが挙げられる。併設型中高一貫校の高校においては、併設中学校からの進学者と高校受験組の入学者と一緒に学ぶことになる。

そこで県教育委員会は、併設型中高一貫校における高校からの入学者の学力向上にどのように取り組んでいくのか。

教育長

高校からの入学生についても、併設中学校からの進学者と切磋琢磨しながら、自ら見いだした課題をテーマとした探究活動に取り組むほか、各教科においても発展的な学びに積極的に挑戦するよう、きめ細かな指導に努めている。

引き続き、生徒一人一人の知的探求心や思考力及び表現力を高め、学力向上を図

るとともに、高い志を持ち、主体的に学ぶ生徒の育成に取り組んでいく。

佐藤徹哉委員

2023年に東京農業大学第一高校が高校受験を取りやめ、東京都内の公立中高一貫校は全て完全中高一貫校になった。本県の中高一貫校は、ふたば未来学園、会津学鳳、県立安積の三校であるが、東京都内の中高一貫校では、学力の進度をそろえる努力をした結果、高校受験を取りやめた。恐らく、本県も最終的にそのようになると思うが、今後検討はするのか。

教育長

これまで県立高等学校改革基本計画に基づき、中高一貫教育の在り方についても検討してきた。今後、中学校からの入学者と、高校からの入学者の関係性について、教育内容も含めて検討していく。

佐藤徹哉委員

受験である以上、不合格の生徒もいる。奮起して3年後に高校受験に挑戦することを切に願う。しかし、挫折から立ち直れず、心が病んでしまう生徒が心配である。私が学校運営委員を務める中学校の校長は、「結果、本校に入学してよかったと言ってもらえる学校をつくっていく」と力強く話した。目標を達成するために一生懸命努力を重ねてきた生徒たちが、入学後も新たな目標に前向きに取り組むための環境づくり、さらには生徒が自ら学び続けようとする授業づくりが求められている。

そこで県教育委員会は、公立中学校において生徒の学ぶ意欲をどのように喚起していくのか。

教育長

生徒の学ぶ意欲の喚起については、学ぶことの楽しさや面白さに加え、学ぶ意義を実感できる授業づくりを推進することが重要である。このため、今月に入り、教員が自らの授業の振り返りと改善のための資料を配付し、校内研修等での活用を促した。生徒一人一人が知的好奇心と自己肯定感を高め、主体的で協働的な学びに向かうよう、引き続き授業の充実を図っていく。

佐藤徹哉委員

次に、県発注工事における一抜け・一括審査方式について聞く。東日本大震災からの復旧・復興工事をはじめ、近年頻発する災害に対する強靱化や速やかな対応のため、地域の守り手となる建設業者の育成・確保が重要となっている。

こうした中、県では、今年度、新たな入札方式として一抜け・一括審査方式を試験的に実施した。この入札方式は、同一日に同種かつ複数の工事の入札を行う場合に一つの工事を落札した業者はほかの工事への入札を無効とし、また、入札参加者に求める資料を簡素化するものである。一社が落札を独占することはなくなり、多数の業者が受注できるよい方法だと感じるが、試験的な実施に当たり、当初一部の業者からは「大手に有利な制度ではないか。地元中小企業が落札できなくなるのでは」と心配する声も聞こえた。地元業者の受注機会の確保につながる制度とすべきである。

そこで、県発注工事において、今年度試験的に実施した一抜け・一括審査方式の実施結果について聞く。

総務部長

今年度、土木部発注の3案件を、浜通り・中通り・会津の3方部で実施した結果、落札者が重複しないことでより多くの地元企業に受注機会の確保が図られるとともに、提出資料の簡素化により入札参加者の負担が軽減された。来年度も、対象地域や件数を拡大して試験的实施を継続し、効果を検証しながら地元企業の受注機会の確保に取り組んでいく。

佐藤徹哉委員

次に、働き方改革について聞く。持続可能な働き方改革を進めるに当たり、震災からの復興や少子高齢化等の社会的課題を念頭に置き進める必要がある。本県は、全国的にも高齢化が進み、若者の県外流出が問題であるが、県は、県内企業における働き方改革の推進にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

働き方改革の推進については、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等を促す奨励金制度に加え、休暇制度創設に伴う就業規則改正などへの助成により、企業の取組を支援してきた。引き続き、企業の人事労務担当者を対象に働き方改革のノウハウ等を学ぶ実践的セミナーを開催するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていく。

佐藤徹哉委員

働き方改革は、多くの業界で労働環境の改善に役立っているが、一部の職種では実施が難しい。例えば、患者や利用者の状況に応じて柔軟な対応が必要であり、24

時間体制での対応が求められる看護・介護職、納期を守るため長時間労働が発生しやすく、天候や現場の状況で作業時間が変動しやすい建設・土木業、配送スケジュールが厳しく長時間運転が避けられない運送業のほか、飲食業や教師、塾講師などが該当し、いずれの職種も慢性的な人手不足と現場対応が必要な職種であることから、働き方改革とは相性が悪く取組が難しい。

そこで、働き方改革の取組が難しい中小企業への支援にどのように取り組むのか。  
商工労働部長

働き方改革を進める上で、各企業が抱える悩み等に合わせてオーダーメイド型の出前講座を実施し、課題解決を支援している。また、専門的な知識を有する社会保険労務士が無料で相談に応じる、国の働き方改革推進支援センターの活用を促すなど、様々な課題を抱える企業の働き方改革の取組を支援していく。

佐藤徹哉委員

次に、交通安全について聞く。今年1月、郡山駅前受験のために訪れていた予備校生が飲酒運転の車にはねられ死亡する大変痛ましい事故が起こった。事故から間もなく2か月が経過するが、今でも献花台に花が絶えない。心よりお悔やみを述べる。この事故を起こした被告は、飲酒後自宅に戻り、一休みして酔いが覚めたと勝手に解釈しハンドルを握ったと聞く。このような交通事故を二度と起こさないためにも、飲酒運転根絶に向けた広報啓発を強力に推進する必要がある。

そこで県警察は、飲酒運転の根絶に向け、広報啓発にどのように取り組んでいるのか。

交通部長

飲酒運転根絶に向けた広報啓発については、関係機関、団体等と連携し、駅前等の街頭や大型小売店等において、飲酒運転根絶に向けたキャンペーンを行っている。また、県警ホームページに特設サイトを新設し、飲酒運転防止に関する漫画や動画などを配信して、飲酒運転の現状、危険性について強く訴えている。

引き続き、飲酒運転根絶に対する機運醸成を図るため、広報啓発活動を強化していく。

佐藤徹哉委員

昨年2月には、鏡石町内の交差点で軽乗用車を運転していた高齢者が、アクセルとブレーキを踏み間違えて車を暴走させ、当時19歳の大学生2人をはね、1人が死

亡、もう1人に重傷を負わせる大事故が発生した。郡山市の飲酒運転事故と性質は違うが、未来ある若者の命が失われたことに心が痛む。

来月から始まる春の全国交通安全運動の推進要綱によれば、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、75歳未満の運転者と比較して多く、要因として、ハンドル操作不適とともにアクセルの踏み間違いが多い。本県は車社会であり、多くの高齢者が生活の足として自家用車を運転し、運転免許証を簡単には返納できないため、ますます高齢運転者の割合が増え、踏み間違いによる事故のリスクが増加すると予想される。高齢化が進む中、このような事故を未然に防ぐ対策が重要である。

そこで、踏み間違いを防止するため、後づけ可能な踏み間違い防止装置を取り付けるなどの対策は有効である。既に県内において、鏡石町、天栄村、小野町、広野町などでは、踏み間違い防止装置の設置補助を行っている。また、高齢者以外の世代の運転者も、踏み間違いによる事故を起こすリスクは常にある。鏡石町の事故のような悲惨な事故を二度と繰り返さないためにも、踏み間違いによる事故に対するあらゆる対策を講じる必要がある。

そこで、踏み間違いによる交通事故の防止に向けた県警察の取組について聞く。

交通部長

踏み間違いによる交通事故の防止に有効な安全装置を体験してもらうため、各自治体や自動車教習所と連携し、安全運転サポートカーや急発進抑制装置車を活用した講習会を開催している。また、チラシの配布等を通じて、各世帯に踏み間違い事故の重大性ととも、運転支援機能等を備えた自動車や安全装置の有用性を訴えており、引き続きこうした取組を強化していく。

佐藤徹哉委員

講習会等を行っていることを大変心強く感じた。踏み間違い事故、飲酒運転が今後起こらないことを祈念する。インターンシップの大学生を預かるようになり、今年で10年目になる。地方創生の取組と交通安全に関する質問はインターン学生と共に考えた。同世代の若者が巻き込まれた事故は、彼らにとって相当ショックな出来事だったと思う。

県警察には、広報啓発活動や取締りの強化を求め、ドライバーも安全運転を心がけ、新年度から未来ある若者の命が奪われるような事故が起きないように祈念して、質問を終える。

佐藤義憲副委員長

これをもって佐藤徹哉委員の質問を終わる。

(午前 11時 4分)

(午前 11時 5分)

佐藤義憲副委員長

通告により発言を許す。

高野光二委員。

高野光二委員

県民連合の高野光二である。今定例会において質問された内容を、深掘りしたいと思う。

近年、仕事や留学、インバウンド等で、県内居住または滞在する外国人が急増している。県警察においても、業務で外国人と接する機会は増えていると思うが、彼らが安全・安心に過ごすためには、言葉の壁を乗り越え、文化や宗教等を理解しながら、コミュニケーションを取ることが重要と考える。

そこで、在留外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた県警察の取組について聞く。

警務部長

事件、事故や落とし物等の窓口対応における意思疎通の円滑化を図るため、指すだけで簡単な会話が可能となる支援ボードの活用や、翻訳機の整備、110番通報の多言語対応等の取組を推進しているほか、外国人との応接に際し、文化や習慣等の違いを理解した上で、人権を尊重した適切な対応が図られるよう、研修や資料配布を通じた指導に努めている。引き続き、外国人に対する適切な応接に向け、機材の整備や職員の指導に努める。

高野光二委員

このような時代だからこそ、職員の対応力強化に取り組むことが重要である。今後の取組に期待したいと思う。

(この後、質問でないのにも関わらず、警務部長の答弁が始まってしまったため

委員長が自席に戻るよう指示したが、高野委員から答弁するよう促され答弁した。)

警務部長

県警察としては、在留外国人を含む外国人に、本県の安全な治安を体感してもらうよう環境を整備する必要があるため、外国人に対する適切な応接に向けた様々な取組について各部門との連携を図り、実効性のあるものとなるよう推進していく。

高野光二委員

金属などの屋外保管事業所、いわゆる金属スクラップヤードにおける適正な保管や管理に伴う作業に関して必要な規制を定めた、福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例が1月から施行された。この条例は、生活環境の保全、県民生活の安全を確保するためのものだが、条例に基づき、金属スクラップヤードを適正に管理できれば、県内で多発している自動車部品の窃盗や、太陽光発電に係る銅線等の金属類に関する盗難被害も防止できると思う。犯罪者が現金化しやすい場所の監視との意味では大きな抑止となる。

そこで県は、金属スクラップヤードの適正管理に向け、事業者をどのように指導していくのか。

生活環境部長

金属スクラップヤードについては、条例により周辺環境への影響を防ぐ規制や、外部の立入りを制限する囲い等の設置、金属スクラップの搬出入に係る記録の義務づけなどの規定を設けている。また、悪質な事業者に対しては、警察等との連携の下、立入検査を可能としており、引き続き、条例に基づき、金属スクラップヤードが適正に管理されるよう事業所を指導していく。

高野光二委員

金属スクラップの搬出入を記録することにより、犯罪の抑制にもつながると思うが、このような施設を運営する事業者は、主に中国系の外国人が非常に多いと思う。この趣旨を外国人にも理解してもらい、しっかりと指導することが非常に重要だと思うが、今後の取組について聞く。

生活環境部長

金属スクラップヤード事業者への指導のため、警察官OBを監視指導員として新たに配置し、監視活動を強化するとともに、条例により、市町村や警察をはじめと

する関係機関の協力を得ながら、金属スクラップヤードの立入検査を可能としており、他法令を所管する関係機関と連携を密にしながら、事業者を指導していく。

高野光二委員

次に、ストーカーやDV等による被害者の安全確保についてである。ストーカーやDV行為等により、被害者が警察に相談しながらも、残念ながら命を落とすという事件を耳にするたび、悲しくやるせない思いになる。相談する被害者に安心感を与えるためにも、被害者の安全を守る取組が重要である。

そこで県警察は、ストーカー、DV等の被害者の安全確保にどのように取り組んでいくのか。

生活安全部長

ストーカー、DV等の行為者に対しては、積極的な事件化、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）に基づく禁止命令の発出のほか、定期的な連絡や面談、精神科医療機関への受診の働きかけなど、再犯防止に向けた対策を講じている。また、被害者に対しては、一時避難の支援、緊急通報装置の貸出し、保護命令制度の教示、定期的な近況確認、住民基本台帳の閲覧制限など、危険性に応じた対策を推進しており、引き続き、被害者の安全を最優先に取り組んでいく。

高野光二委員

事件化に至らない事案については、加害者の人権問題もあり、警察の介入が難しいと言われている。被害者の命を守る観点から、他機関と連携し、被害者の避難や加害者への注意が住民を守ることにつながる。

そこで、住民の安全・安心を確保するという意味で、所見があれば聞く。

生活安全部長

被害者の避難については、福島県女性のための相談支援センター等の関係機関と連携し実施しているが、やむを得ない事情により避難できない場合でも、自宅周辺の警戒、防犯機器の貸出し等の必要な措置を講じている。加害者に対しては、事件化に至らない場合でも、警察署へ出頭を求め、指導、警告を行うなど、さらなる加害行為の抑止を図っている。引き続き、被害者の安全を第一とした迅速な対処に努めていく。

高野光二委員

住民の安全・安心につながることであるため、力を入れて取り組んでいくよう期

待する。

次に、避難地域における営農再開についてである。東日本大震災、原子力災害の避難地域等における営農再開状況は令和6年3月末現在で49.7%であり、着実に営農再開が進んでいる一方、避難地域であった集落周辺の小区画の田畑は、所有者が遠方に住んでいたり、地元在住でも高齢のため自ら農地を管理することが困難であったりするため、草刈り等の管理作業を委託しなければならず、経済的に大きな負担となる。この状況が進めば、管理が行き届かず、いずれは遊休農地が増加するとともに、荒れた土地から発生した病害虫が周辺の農作物に被害を及ぼし、集落周辺の景観や営農環境の悪化が懸念される。

そこで県は、営農再開後に管理が困難となっている農地や水路等の農業用施設の保全管理をどのように支援していくのか。

農林水産部長

農地や農業用施設の保全管理については、地域全体で取り組むことが重要である。このため、多面的機能支払交付金等を活用し、遊休農地の発生防止に係る地域による草刈り等の保全管理を推進し、集落組織の広域化や地域外の人材との連携等により、共同活動の体制強化を図るほか、農地管理の省力化に向け、景観作物の作付や鳥獣被害防止のための緩衝帯の設置など、多様な保全管理の取組を支援していく。

高野光二委員

荒廃農地、不耕作地の増加は全国的な問題だが、本県は避難という状況も加わり、特別な地域が多くある。個人管理が困難な土地は、地域で守り管理することが重要であり、県として支援が必要であると思うが、どうか。

農林水産部長

個人で管理できなくなった農地の管理支援については、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域による保全管理を進めるほか、ラジコン草刈り機などの導入により、保全管理の省力化を支援している。引き続き、本県農林水産業における復興・創生の加速化に向けて取り組んでいく。

高野光二委員

次に、人口減少問題についてである。まず、県内就職促進のための政策について、本県では多くの若者が県外へ進学、就職することで、生産年齢人口の減少が進み、県内企業の人手不足が深刻な課題となっている。県は、若者の県内就職を促進する

ため、奨学金返還支援事業を実施しており、来年度から対象者を中小企業まで拡大した。人口の社会減少に歯止めをかけ、産業人材を確保するには、このような県の支援策を若者へ発信し、県内での就労に関心を持ってもらうことが必要である。

そこで県は、奨学金返還支援事業をはじめとした県内就職を促進するための支援策をどのように発信しているのか。

商工労働部長

就職支援協定校との連携による情報提供や、首都圏の若年層を対象としたウェブ広告の配信などにより、県外の学生にも届くよう取り組んでいる。制度を拡充した奨学金返還支援事業や県、市町村が実施する就職関連イベントの情報など、県内就職を促進するための様々な支援策について、引き続き、県のLINE公式アカウントなどを活用し、県内外に向けて広く発信していく。

高野光二委員

これらの制度を、若者や企業等にしっかりと周知願う。

次に、仕事と子育てを両立しやすい職場環境について質問する。就業者が子供を生み育てるには産前産後休業、育児休業の取得が伴う。その間の収入として、出産手当金、育児休業給付金があるが、育児休業給付金は、雇用保険の被保険者であることが必要条件である。雇用保険の適用基準は、1週間の所定労働時間が20時間以上であること、30日以上雇用見込みがあることで雇用形態は問わない。この給付金の給付率が、これまでは手取りの8割相当だったが、令和7年4月から両親とも育児休業を取得した場合は一定期間、10割相当に引き上げられることとなった。出産や育児のためにやむを得ず休業する場合でも、一定の収入を保障することが望ましく、このたびの法改正は喜ばしいことと思う。同時に、県内企業が従業員の出産や子育てに対し柔軟に対応し、休みやすい労働環境を整備することができれば、若者が子供を生み、育てやすくなると思う。

そこで県は、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりにどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

次世代育成支援企業認証制度や、イクボス宣言の推進のほか、子育てに関する独自の休暇制度等、企業の先進的取組を様々な機会を捉えて紹介するなど、経営者や従業員の意識改革を図っている。加えて新年度は、子育てをサポートする企業に対

する国の認証制度、くるみんの取得に取り組む企業を支援し、働きやすい職場環境づくりの推進に取り組んでいく。

高野光二委員

人口減少問題の要因は様々であるが、その中でも、出産や子育てにおける収入の問題が一番大きい。このたびの休業補償改正は一步前進したものと思うが、重要なのは制度の活用や若者に伝わるPR、雇用する企業側の理解と対応である。県としてこれらの制度を企業側や働く若者にどう伝えるのか。

商工労働部長

福利厚生充実や働きやすい職場環境づくりについては、従業員の職場定着につながるだけでなく、人材確保の観点からも重要である。これらを企業向けセミナーや個別の企業訪問のほか、経済団体、さらには感働！ふくしまプロジェクト参加企業などを通じた周知を行い、様々な手段を活用することで国とも連携しながら広く発信していく。

高野光二委員

次に、県民の国際理解の促進についてである。外国人労働者も含めた外国人住民が増加傾向にあり、多国籍化が進んでいる中、コミュニケーションがうまく取れないことや、習慣の違いや文化、あるいは宗教に対する県民の理解不足から生じるトラブルがあると認識している。人口減少が進む中、外国人住民が地域活動の担い手として活躍することは、活気あふれる福島の実現にもつながると考える。そのためには、県民がこれまで以上に外国人住民に関心を持ち、異文化を理解することが重要である。

そこで県は、県民の国際理解の促進にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

県民の国際理解の促進については、次世代を担う若者を対象に国際交流員が自国の文化を紹介する講座を開催するほか、県民と外国人住民とが地域行事等を通じて交流を深めるモデル事業の成果の横展開を図っている。新年度は多文化共生に関する県民調査を実施し、各種施策へ反映させながら、国際関係団体等との連携の下、国際理解の促進に積極的に取り組んでいく。

高野光二委員

次に、人口減少対策についてである。新年度から今後6年間の取組を定める次期

総合戦略が開始する。当会派宮下議員の答弁にもあったとおり、総合戦略の下、あらゆる機関と連携・共創を深めながら人口減少対策を進めることが改めて重要であると考えます。

そこで県は、次期総合戦略の下、連携・共創による人口減少対策にどのように取り組んでいくのか。

#### 企画調整部長

次期総合戦略の施策を効果的に推進するため、庁内ワーキンググループにおいて、各部局の知見や情報を共有し、施策の深掘りを行うなど、部局横断による取組を進めている。あわせて、新たに官民連携共創チームを設置し、市町村や企業団体等の参画の下、現場のニーズや実情を踏まえながら議論を深め、より実効性のある事業構築に取り組むなど、あらゆる主体の連携・共創による人口減少対策を進めていく。

#### 高野光二委員

今できる対策からすぐ実行する姿勢が必要である。減り続けているものを増やすのは大変であるが、大きな目標を掲げて取り組んでほしい。

次に、教育の質の向上についてである。教職員の不祥事について、県教育委員会には、外部有識者から意見を聴取して不祥事根絶に関わる取組を見直し、不祥事根絶プロジェクトを策定したが、今後不祥事根絶に向けて、プロジェクトに掲げた取組を着実に進めていくことが重要である。

そこで県教育委員会は、教職員の不祥事根絶にどのように取り組んでいくのか。

#### 教育長

教職員の不祥事根絶については、外部有識者から、全ての教職員間で危機意識が十分に浸透していない等の意見があったため、教職員と教育長等が直接対話する機会の拡充や、効果的な校内研修の実施など、より実効性のある取組として、不祥事根絶プロジェクトを策定した。これらの取組を市町村教育委員会と共に着実に実施することで、危機意識の浸透を図り、不祥事根絶に全力で取り組んでいく。

#### 高野光二委員

昨年は不祥事の処分が今までにない件数であったことから、今までの取組や指導方法を検証する必要があると思う。まず、外部有識者の意見を参考に専門的知見を取り入れ、教師という職業に自信と誇り、やりがいを持たせることが重要であるが、所見があれば聞く。

## 教育長

教育基本法において、「学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とされていることを改めて教職員一人一人が強く意識し、使命感と高い倫理観を持って児童生徒と向き合うことが重要である。今後とも、不祥事根絶プロジェクトの取組を徹底することで、県民の信頼を回復し、全ての教職員が誇りを持って教育活動に専念できるよう努めていく。

## 高野光二委員

次に、県立高等学校の教育活動に対する外部評価についてである。現在は変化の激しい時代であり、今を生きていく子供たちは、個性を伸ばし、各自の才能を将来に生かせるよう学ぶことが必要である。

昨年の海外行政調査では、ドイツとデンマークを訪問した。デンマークでは、国指定の民間機関が学校の指導方法等を監査し、改善を促す仕組みがあり、学校における取組の充実や改善を図るために機能しているとのことであった。県内の高校においても、様々な取組に対し外部の専門的見地からの意見を取り入れながら、よりよいものにしていくべきと考える。

そこで、県立高等学校の教育活動に対する外部評価を取り入れるべきと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

## 教育長

県立高校における外部評価については、全ての学校で委嘱している学校評議員の意見を教育活動の改善につなげているほか、スーパーサイエンスハイスクール指定校においては、学識経験者等から専門的知見に基づく指導助言を受けている。今後とも、生徒や保護者を対象にアンケートを実施し、評議員等の評価を学校運営に反映させることで、教育活動の充実を図っていく。

## 高野光二委員

P T Aのアンケート調査等では学校評議員の意見を教育活動の改善につなげているとのことだったが、実際に改善に結びついた事例があれば聞く。

## 教育長

例えば、教育方針に関する意見があった学校においては、教育活動の基本方針であるスクールポリシーや、学校経営運営ビジョンに反映させたほか、情報発信に関

して意見があった学校においては、県教育委員会公式サイト等を活用し、生徒の活躍の様子を積極的に発信するなど改善を図ってきた。今後とも、評議員等の評価を学校運営に反映させることで、教育活動の改善に取り組んでいく。

高野光二委員

大半の教職員は、子供たちの教育にしっかりと向き合っているが、一部教職員の不適切な言動により全体評価が下がってしまう。学校評議員の意見による改革も必要であるが、外部からの専門的知見を取り入れ、問題点を検証すべきであると思う。今後の成果を期待している。

次に、除去土壌の再生利用について質問する。除去土壌については、2045年3月までの県外最終処分が法律で定められており、今年の夏頃までに、県外処分のロードマップが完成すると聞いている。近頃、双葉町の伊澤町長や相馬市の立谷市長から、安全性が確認され、地域住民の理解を得られれば除去土壌の再生利用を考える、あるいは公共事業で使用するとの意見があった。

そこで、県内における除去土壌の再生利用について、県の考えを聞く。

生活環境部長

除去土壌の再生利用については、除去土壌等における県外最終処分の実現に向けた国の取組の一つと受け止めている。県としては、再生利用を進めるに当たり、国において安全性の確保はもとより、科学的な知見に基づく正確な情報を分かりやすく説明するなど、国の責任の下で再生利用に係る議論を深めていくことが重要であると考えている。

高野光二委員

除去土壌処分に係るロードマップが夏頃に発表されるのを機に、県の取組を考え直す必要もあると思うが、どうか。

生活環境部長

除去土壌の再生利用については、除去土壌等の県外最終処分に向けた国の取組の一つと受け止め、再生利用実施の有無にかかわらず、約束の期限までに県外最終処分が必ず実現されなければならない。県外最終処分に向けた取組として再生利用を実施する場合も、国の責任において進められるべきである。

高野光二委員

基本的には国が実施することであるが、県としても除去土壌の県内での活用等を

視野に入れながら、柔軟な対応をすべきと思う。

次に、中間貯蔵施設の跡地利用についてである。除去土壌等の県外最終処分については、2045年3月までと法律で定められており、その後の跡地利用については、地元の意向を十分に踏まえ検討することが重要である。

そこで、中間貯蔵施設の跡地利用について県の考えを聞く。

生活環境部長

中間貯蔵施設の跡地利用については、環境省、県及び立地2町で締結している安全協定において、国が県及び2町の意向を踏まえ、中間貯蔵施設の跡地を地域の振興及び発展のために利用されるよう協議を行うとされている。県としては、町の意向が示された際は、丁寧に対応していく。

高野光二委員

被災地域や本県復興のため、先手を打った構想を組み立ててほしい。これで私の質問を終わる。

佐藤義憲副委員長

これをもって高野光二委員の質問を終わる。

暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時48分 休憩)

(午後 1時 開議)

高宮光敏委員長

休憩前に引き続き総括審査会を開く。

通告により発言を許す。

佐々木恵寿委員。

佐々木恵寿委員

自由民主党議員会の佐々木恵寿である。総括審査会において質問を行う。

まず、帰還困難区域の森林再生についてである。東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、帰還困難区域の大半を占める約250km<sup>2</sup>の森林が、手つかずのまま

ある。その多くは、セシウムの自然減衰を待つうちに荒廃し、地域住民は、森林の姿や機能の衰退を心配している。

帰還困難区域の広大な森林が手つかずのまま残されているが、森林を再生し本来の姿を取り戻すため、一步踏み出さなければならない時期に来ていると思う。14年の長い歳月が過ぎ、荒廃した豊かな森林を復活させるべく森林整備を進め、公益的機能を維持増進する必要があると思う。

そこで県は、帰還困難区域の森林再生にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

帰還困難区域の森林再生を進めるためには、市町村の意向や復興の状況を踏まえ、森林内の放射性物質の影響に応じた対策が必要であるため、先月、森林整備に取り組む際の課題について、国と連携し、関係市町村から聞き取ったところである。新年度からは、森林内の空間線量率等調査を行い、国、市町村、関係団体と連携し、作業員の安全に配慮した森林整備を検討するなど、帰還困難区域の森林再生に取り組んでいく。

佐々木恵寿委員

次に、県産材の需要拡大等についてである。大阪・関西万博（2025年日本国際博覧会）が開催されるが、万博会場のシンボルであり、世界最大級の木造建築物である大屋根リングを形づくる木材には、浪江町において東日本大震災と原発事故からの復興を進める福島高度集成材製造センター（FLAM）が製造した集成材が使用されている。FLAMは、福島イノベーション・コースト構想の下、浪江町が整備した最先端工場で、集成材に関する優れた知識と技術を持つ地元企業により運営されており、県産材を中心とした原木から大断面集成材を製造し、大屋根リングに採用されたものである。万博では、大屋根リングと共に、福島復興に思いをはせる多くの人々が応援してくれると思う。県産材を活用し、県内木材加工業者の技術力をアピールすることで、本県の名を広範囲に周知し、県産材の需要拡大や林業の再生につながると考える。

そこで県は、県産材の需要拡大に向けて、木材加工業者をどのように支援していくのか。

農林水産部長

県産材の需要拡大に向けた木材加工業者への支援については、県内事業者が持つ

優れた技術で加工された製品の新たな需要を創出することが重要である。そのため、木材の需要拡大や多くの目に触れることでPR効果が期待できる公共施設や商業施設等において、大断面集成材等の利用を促進するとともに、県内の木材加工業者が展示会に出展し、製品や技術を周知する広報活動等の取組を支援していく。

佐々木恵寿委員

次に、除去土壌等についてである。震災から14年、除去土壌の県外搬出決定から10年が経過した。様々な意見や報道があったが、県、地元2町及び環境省の4者による協定書に基づき、県外への除去土壌搬出を確実に履行することを守り、スピード感を持ち取り組むことを訴えながら質問に入る。

まず、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、大量に放出された放射性物質による環境汚染への対処として除染が行われた。承知のとおり、除染により生じた除去土壌や廃棄物について、国が中間貯蔵施設を整備し、安全かつ集中的に保管されている状況である。中間貯蔵施設の受入れの経緯について、再度思い浮かべほしいが、当時、地元では苦渋の判断により受け入れた。土地を提供した地権者の協力により、県内の環境再生が進展したことについて改めて理解を得たい。受入れの判断は容易ではなかったが、結果として、県全域で除染作業や復興が前進したのは、土地提供者による協力のたまものである。あれから10年ほどが経過した現在、当時を振り返り、中間貯蔵施設の受入れとは何だったのか確認すべきと考える。

そこで、中間貯蔵施設を受け入れた当時の経緯を県に聞く。

生活環境部長

中間貯蔵施設を受け入れた経緯については、平成23年8月に国からの要請を受け、大熊町及び双葉町をはじめとする双葉8町村との協議を重ねた結果、両町には大変重い負担を強いるものの、本県の環境回復に大きな役割を果たす上で必要な施設であるため、両町と共に苦渋の決断により施設の受入れを容認した。

佐々木恵寿委員

続いて、除去土壌等の県外最終処分についてである。中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（JESCO法）が平成26年に一部改正され、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するため必要な措置を講ずる」と定められた。当時、県は中間貯蔵施設の受入れに当たり、県外最終処分の法案制定を求めた結果、国の責務を規定した内容となった。つまり、除去土壌等の県外最終処分は、国の責務に

より、除去土壌等の搬入開始から30年後の2045年3月までに完了するということである。県外最終処分に向けた課題へどう向き合うべきか、この法の趣旨に基づき、県は県外最終処分についてどのような認識であるのか、30年以内の県外最終処分を強く求めた理由を確認しておく必要があると思う。

そこで、除去土壌等の県外最終処分について県の認識を聞く。

生活環境部長

除去土壌等の県外最終処分については、中間貯蔵施設の受入れという苦渋の決断をした際に、その前提として国が約束したものであり、2045年3月までに、県外最終処分することが国の責務として法律に定められている。県としては、県外最終処分の確実な実施に向け、進捗管理をしっかりと行いながら、取組を加速させるよう引き続き国に求めていく。

佐々木恵寿委員

除去土壌等の県外最終処分に向けて、国はこれまで10年という長い期間をかけ、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略に基づき、最終処分量を少しでも減らすための減容・再生利用技術の開発や、再生利用の推進、最終処分の方向性の検討、全国的な理解醸成を図ってきた。

これまでの取組による成果を踏まえ、最終処分方式の具体化、取り出し・搬出方法、跡地利用の検討などに向けた方針を定めた、県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方案、いわゆる工程表が環境省から先月発表されたが、各工程は、多様な利害関係が複雑に絡み合い、難しさが際立っている。

県外最終処分に向けた今後のプロセスにおいて、社会的合意を形成していくことが重要になるが、除去土壌等の性質や県外最終処分の具体的な方法を適切に理解するには、科学的知識も必要であり、決して容易ではない。メディアやネット情報などにより、偏った知識や情報が流されることで、利害関係者の不信感や不安感が強まり、社会的合意形成が妨げられる可能性もある。そのため、工程表に欠けている県外最終処分に向けた取組の時間軸や全体像を示すことが、今後円滑な合意を形成する上で欠かせないものである。

そして、物量や安全性などを定量的に示すことも必要である。再資源化に向け、物量自体の減容化を進めることや、放射能濃度に合わせた安全管理方法を明らかにしていく必要がある。そして、県外最終処分は、多くの人々の安全・安心に直結す

る問題であるため、情報公開やコミュニケーションの機会を増やすなど、できる限り透明化しなければ不信感が残りやすく、意思決定のプロセスを明らかにしていくことが大切であるが、現状の工程表には、これらが欠けてるように見える。

2月に公表された工程案の最大の問題点は、処分地選定や再生利用本格化の時間軸が具体化されなかったことである。県はこれまで、環境省に対し早期の工程明示を繰り返し求めてきたところである。

そこで県は、除去土壌等の県外最終処分に向け、国が示した今後の進め方案等について、どのように受け止めているのか。

生活環境部長

国が示した今後の進め方案等については、国において、有識者等による議論を重ね、今年度内に取りまとめられると承知している。

県としては、引き続き国の取組状況を注視していく。

佐々木恵寿委員

次に、除去土壌等の県外最終処分や再生利用の対象地域についてである。さきに述べたとおり、JESCO法には、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するため必要な措置を講ずる」と定められているが、その方法や詳細については触れられていない。

再生利用等については、県、大熊町、双葉町及び環境省の4者が、2015年2月25日に締結した、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書において、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了し、必要な措置を講ずるために、県民、その他の国民の理解の下、除去土壌等再生利用の推進に努めるが、再生利用先の確保が困難な場合は、福島県外で最終処分を行うものとする」とされている。

そこで、除去土壌等の県外最終処分や再生利用の対象地域について、県の認識を聞く。

生活環境部長

除去土壌等の県外最終処分や再生利用の対象地域について、最終処分は県外で行うことが国の責務として法律に定められており、再生利用は、放射性物質汚染対処特措法（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法）

や基本方針などにおいて記載がないものと認識している。

佐々木恵寿委員

次に、除去土壌等の県外最終処分に向けた、国の理解醸成の取組についてである。原発事故に伴う除染で発生した除去土壌等は、原則として中間貯蔵施設へ搬入され、県外において最終処分が行われることは何度も述べた。しかし、除去土壌等の総量が膨大であり、全てを処分することは現実的に大変困難と推測する。そのため、環境省は2016年に、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を公表し、安全性を確保した上で、一部の土壌を再生利用する方針を打ち出した。除去土壌の再生利用に関する法的根拠は、年度内に策定される予定の環境省令に加え、次に述べる法律やガイドラインに基づいていると思う。

まず、第1に環境基本法である。環境保全の基本理念を定める法律であり、除去土壌の管理、利用についても、これに基づき適正な措置が求められる。

第2として、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、放射性物質による環境汚染への対応を定めた放射性物質汚染対処特措法である。除染により発生した除去土壌や、汚染廃棄物の処理方法を規定しており、一時保管、中間貯蔵、最終処分の流れが示されている。

第3として、土壌の再生利用に関する基本的な考え方であるが、環境省では、放射能濃度が8,000 Bq/kg以下の土壌について、道路の盛土や造成地の埋め戻しなどに再生利用する方針を策定している。これは、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」に基づき、実証事業が実施されている根拠となる。実証事業の例としては、飯舘村長泥地区の環境再生事業や中間貯蔵施設の道路盛土実証事業がある。

さきに述べたが、環境省では、8,000 Bq/kg以下の除去土壌は適切な管理下での再生利用を可能としており、一部を再生利用することで、最終処分量を削減することが狙いである。さらには、除去土壌の再生利用は法的な枠組みだけでなく、住民の理解を得ながら進めることが重要であり、地方自治体での再生利用もこうした合意形成のプロセスが必要になると考える。

このような法的枠組みの下、再生利用を推進すると思うが、安全性確保と住民の理解や合意形成をどう図るかが大きな課題となる。

環境省が昨年12月に公表した、令和6年度全国認知度調査の結果によると、2045

年3月までの県外最終処分が法律で規定されていることを知っている」と答えた県外在住者は24.8%であった。国は理解醸成のため、各地で対話集会を展開してきたが、6年間でおよそ3ポイントの増加にとどまっている。再生利用や最終処分を円滑に進めるためには、理解醸成の取組が重要であると考えます。

そこで、除去土壌等の県外最終処分に向けた国の理解醸成の取組について、県の考えを聞く。

#### 生活環境部長

除去土壌等の県外最終処分に向けた理解醸成の取組については、国において様々な手法を検討し、工夫を重ねながら取組を進めるべきものと考えます。

県としては、国民の理解を深めるための取組をさらに推進するよう国に求めるとともに、県内の環境回復が着実に進んでいる状況など、本県の現状や復興に取り組む姿を国内外に向けて発信していく。

#### 佐々木恵寿委員

除去土壌等の再生利用に関して、双葉町の伊澤町長が、首都圏での理解を進めるため、まずは県内で再生利用に取り組む必要があると述べた。

中間貯蔵施設の立地町として、県内外で最終処分への理解醸成が進んでいない現状に強い危機感があり、県外最終処分の実現を強く求めてきた立地町の首長にこのような発言をさせてしまう現実には、県民だけでなく、県外の自治体住民も様々な思いを抱いたと思う。この1、2週間に、県内の首長や宮城県知事から、伊澤町長の発言を受けたコメントが記者会見などで出されている。伊澤町長の真意をくむコメントがある一方、県外在住者からは、「双葉町で引き受けてくれるならそれでよい。わざわざ放射能を拡散させる必要はない。」などの心ない声も聞こえてくる。再生利用の県外実証事業が全く進んでいない現況を鑑みれば、再生利用や県外搬出に反対する声が強まるおそれもあるように感じる。再生利用対象の土壌は、700万～950万 $\text{m}^3$ と報じられており、仮にそのほとんどが県内でしか再生利用されなければ、県外最終処分の約束とは一体何だったのかとの話になる。

再生利用と最終処分の流れを定めた、環境省の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略工程表では、令和7年度以降の工程が実質的に白紙であったことから、県はこれまで、工程と方針の早期具体化を国に働きかけてきたところ、今後の進め方、いわゆる工程表が環境省から先月発表された。

しかし、具体的な時間軸や全体像が示されておらず、特に最終処分の候補地の選定などは具体的な記載ではなく、曖昧な印象を持った。また、昨年12月には除去土壌の処理に関する閣僚会議が設置され、除去土壌の再生利用先の創出等について、関係省庁等の連携強化により、政府が一体となって取組を進めるとされたところである。この閣僚会議において、今年春頃に基本方針が、夏頃にロードマップが示されると聞いているが、県はこれまでの国の取組姿勢は十分であったか点検するとともに、今後の取組について具体的な内容を明示するよう求めることが重要と考える。

そこで県は、除去土壌等の県外最終処分に向けた国の取組状況についてどのように認識し、国に何を求めていくのか。

知事

除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入開始から10年が経過し、この間、国では除去土壌の減容化や再生利用の技術開発、埋立て処分基準等策定の検討などが進められてきた。国は今年度内に、県外最終処分の複数選択肢や、今後の進め方などを取りまとめるとし、取組が前進すると受け止めているが、法律で定められた約束の期限である2045年3月まで残り20年ほどとなった。県としては、除去土壌等の県外最終処分が確実に実施されるよう、国において進捗管理をしっかりと行いながら、政府一丸となって取組をさらに加速させるよう強く求めていく。

高宮光敏委員長

これをもって佐々木恵寿委員の質問を終わる。

(午後 1時30分)

(午後 1時31分)

高宮光敏委員長

通告により発言を許す。

真山祐一委員。

真山祐一委員

公明党の真山祐一である。14年目となる3月11日を前に、我が党の斉藤鉄夫代表が浜通りを訪れ原発事故の被災者と懇談した際、「あれほどの苦難にありながらも、

希望を持って前に進む姿に感銘を受けた。皆の歩みが日本の希望である。」と述べたことが強く印象に残った。希望を持って前進する県民の願いに応えるため、本県の復興を必ず成し遂げ、震災の教訓を次世代につなぐ決意を新たにし、質問する。

国は東日本大震災や能登半島地震の教訓を踏まえ、被災者支援のさらなる充実を図るため、災害関連法制に福祉サービスの提供を明記する方針である。高齢者や障がい者などの要配慮者の命や健康を守るため、避難所はもちろん、在宅や車中等の避難者に対する福祉サービスを充実させ、長期避難による疲労やストレスに起因する災害関連死を防ぐとともに、生活再建を支える伴走支援が重要である。

今定例会に提案されている福島県防災基本条例にも、県や市町村、自主防災組織等が要配慮者への支援に取り組むことが規定されており、福祉関係者と連携を強化し、福祉サービスの速やかな提供体制の構築に早期に取り組むべきである。

そこで県は、災害時における要配慮者への支援の強化にどのように取り組んでいくのか。

知事

本県の防災において重要なことは、関連死も含め災害による死者を出さないことを目指し、誰一人取り残さない地域社会の実現に向けた取組を推進することであり、今定例会に提出している防災基本条例案においても基本理念として示している。県ではこれまでも、福祉避難所の指定促進や市町村への個別避難計画の作成支援など、要配慮者の命を守る取組を進めてきた。さらに、被災者の状況を丁寧に把握し寄り添った支援を行うため、今年度は市町村や福祉等の関係団体が参画する災害ケースマネジメントの推進組織を立ち上げ、平時からの体制構築を図ることとしている。引き続き、様々な取組を通じて要配慮者への支援に取り組んでいく。

真山祐一委員

知事から答弁のあった災害ケースマネジメントは、まさに震災からの復興の過程で生まれた取組である。しっかりと体系化し、誰一人取り残さない災害対策を進めるよう強く要望する。

県が開発した防災アプリは、防災情報のプッシュ通知やマイ避難シート作成などの機能を備え、県民から一定程度評価されていると認識している。一方、以前も指摘したが、視覚障がい者に必要となるスマホなどの読み上げ機能であるスクリーンリーダーに十分対応した仕様にはなっていない。

令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、地方公共団体は「地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、防災及び防犯並びに緊急の通報については、「障害の種類及び程度に応じた迅速かつ確実な情報取得のため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じる」と定められている。同法の趣旨を踏まえ、視覚障がい者に対しても、命に直結する防災情報を届けられるようにする必要がある。

そこで県は、視覚障がい者の利用に向けた福島県防災アプリの改修にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

福島県防災アプリについては、音声読み上げや弱視の人向けの色反転など、視覚障がい者の利用を考慮した機能の開発を進めてきた。また、運用開始後に視覚障がい者や支援者に直接聞き取り等を行い、アプリの操作性や改善点などの助言を受けるとともに、今月、避難行動要支援者の迅速な避難を支援する機能を追加することとしている。今後も、関係者の意見を聞きながらアプリの改修に取り組んでいく。

真山祐一委員

今の答弁は昨年9月の一般質問に対する答弁とほぼ同じ内容である。私はその後、トップページからスクリーンリーダーに対応しておらずグループ安否機能のアイコンの位置が分からない、基本機能の1つである防災マップの地図情報読み上げが難しい、防災ガイドブックがPDFで読み込めない等の問題を具体的に指摘した。また、改修には多額の予算を要することが想定されるため、既存アプリを補完する提案もしたが、今回の答弁に至った。

もう少し解像度を高めて答弁してほしいが、どうか。

危機管理部長

福島県防災アプリについては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の目的や基本理念等を踏まえ、視覚障がい者向けの読み上げ機能や色反転機能などに対応してきたほか、現在地で発令されている、またはプッシュ通知等で送られてくる気象情報、避難情報を聞くこともできる。ハザードマップの読み上げ機能が不十分との指摘もあるが、国土交通省のポータルサイトには読み上げ機能対応のハザードマップが掲載されており、防災アプリからもアクセスできる。今

後も関係者の意見を聞き、既存機能の利用も案内しながらさらなるアプリの改善に努めていく。

真山祐一委員

読み上げ機能にたどり着けないことが問題の本質であり、部長も実際に使用すると不具合が分かると思う。防災アプリ自体は評価しているため、さらなる改善を図るよう強く要望する。

県民の防災意識の向上を図る取組の1つとして、学校における防災教育が重要である。2015年の関東・東北豪雨によって大規模な水害が発生した茨城県常総市では、逃げ遅れた住民が多かった教訓を踏まえ、防災意識を高める取組の一環として、全小中学校にスポーツ感覚で防災を学べる体験型授業を導入し、防災教育の充実に努めている。また、東日本大震災において、釜石東中学校と鶴住居小学校の児童生徒約570名が地震発生と同時に迅速に避難して助かった「釜石の奇跡」も、積み重ねられた防災教育によるものであった。

子供たちへの防災教育の充実は、仕事が忙しく地域活動への参加が困難な現役世代の大人も地域防災を考えるきっかけとなるため、小中学校における防災教育のさらなる充実が必要と考える。

そこで県教育委員会は、公立小中学校における防災教育にどのように取り組んでいくのか。

教育長

公立小中学校における防災教育では、災害から自らの命を守るため、日頃から児童生徒が適切に判断し主体的に行動できる態度の育成が重要である。そのため、各学校における外部講師による出前講座の活用や、地域の地理的状況と過去の災害を踏まえたフィールドワーク等の体験的な学習を通して防災意識の向上を図り、児童生徒の生き抜く力を育む防災教育にしっかりと取り組んでいく。

真山祐一委員

学校の防災機能強化の一環として、トイレの洋式化を早期に進める必要性を感じている。学校は大規模災害時に避難所となるが、東日本大震災の際も避難者の多くが和式トイレに悩まされた。当然、児童生徒のためにもトイレの洋式化は重要である。民間の調査によると、学校で大便をしない小学生は3割に上り、和式トイレが多い学校に通う子供ほど我慢する傾向が強いそうである。自宅の洋式トイレで育っ

た世代が学校の和式トイレに戸惑い、抵抗を覚えることは容易に理解でき、学業への影響はもちろん、便秘などの健康面への影響も懸念される。小中学校のトイレの洋式化は市町村において進められているが、県立学校のトイレの洋式化が遅れていると聞いており、さらに加速して取組を進める必要がある。

そこで県教育委員会は、県立学校のトイレの洋式化をどのように進めているのか。  
教育長

県立学校のトイレの洋式化は、校舎の大規模改修時に併せて実施するとともに、令和3年度からは個別に事業化し計画的に取り組んできたため、洋式トイレの割合は6年度末で6割を超える見込みである。引き続き、学校の要望等を踏まえながら着実に整備を進めていく。

真山祐一委員

河川の氾濫防止について、令和5年台風第13号では本県初の線状降水帯が発生し、特にいわき市内郷地区では、新川、宮川が氾濫し多数の家屋が浸水被害に遭った。県は、護岸等の復旧や河道掘削、氾濫の一因となった管理者不明橋の撤去等を実施し、再度災害の防止に努めている。昨年6月には氾濫防止策及び被害軽減策を公表し、現在はさらに詳細な方針を取りまとめ、住民への説明に当たっていると聞いているが、河川改修には相当な期間を要すると想定されることから、早期の着工及び完成を強く望む声が上がっている。元年に大規模な水害が発生した夏井川、好間川は、国庫補助を受けて改修が進み現在は見違えるような姿になっており、新川、宮川の河川改修においてもさらに加速し進めるよう強く要望する。

そこで県は、いわき市の新川及び宮川の改修にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

新川及び宮川の改修については、昨年6月に公表した浸水対策計画に基づき管理者不明橋の撤去に着手するとともに、改修計画の概要を地域住民へ説明した。今後は早期の事業化を目指し、現地での測量や詳細な設計を進めるなど、地域住民の安全・安心の確保に向け着実な整備に取り組んでいく。

真山祐一委員

先ほど述べた新川、宮川以外にも、市内の中小河川が氾濫し家屋の浸水被害が発生した。崩れた護岸の復旧や堆積土砂の撤去等が実施された河川もあるが、夏井川水系の常住川などでは抜本的な河川改修を求める声も上がっている。県は今年度、

氾濫が発生した中小河川の災害調査を実施したが、調査結果を踏まえた対策を講じるべきである。

そこで県は、台風第13号により浸水被害が発生したいわき市内の河川のうち、新川及び宮川以外の河川改修にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

浸水被害が発生したいわき市内の河川については、河道掘削等の緊急的な対応のほか、各河川の被災原因の分析等を行っている。引き続き、河道掘削等による浸水被害の軽減対策を行うとともに、河川の拡幅等を行うための調査、設計を進めるなど、河川ごとに異なる地域特性に応じて必要な対策を実施していく。

真山祐一委員

性暴力等被害者への支援について、ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会、県警察、県、県教育委員会が性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしまを運営しており、性暴力被害に関する相談のほか、病院、警察等への付添いなどにも対応している。被害者は警察での調書作成や実況見分、医療機関での治療検査や証拠採取に協力する必要があるが、心身ともに傷ついた被害者に寄り添った対応が求められることは言うまでもなく、関係機関同士の平時からの連携が重要である。

一方、性暴力被害に対応するため県内37の医療機関から協力を受けているが、経験を積んだ医師やスタッフの常時配置が困難であるなどの課題がある。性暴力等被害者に寄り添い支援するためには、各地域において協力医療機関等の関係機関と連携を強化する必要がある。

そこで県は、性暴力等被害者の支援にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

性暴力等被害者に対しては、ワンストップ支援窓口であるSACRAふくしまにおいて、24時間365日体制で被害者に寄り添った支援を行っている。新年度は、年々増加する相談や医療機関への付添い等のニーズに対応するため、支援員を増員して体制を強化することとしており、医療機関をはじめとした関係機関と緊密に連携し、性暴力等被害者支援のさらなる充実に取り組んでいく。

真山祐一委員

地域公共交通の維持確保について、原発事故の避難地域における広域バス路線（被災地特例）は現在、バス事業者3社によって8系統が運行されている。住民の

多くが避難し、利用者数は決して多くないが、住民帰還のための重要な社会基盤であることから路線の維持は必要である。

一方、第2期復興・創生期間以降の被災地特例の維持に係る見通しが示されていない中、バス事業者は10月までに法定協議会で次年度の運行計画を決定する必要があり、6月頃には事業費を含む計画を作成しなければならない。

避難地域における広域バス路線について、早期に見通しを示し路線の維持に万全を期す必要があるが、県は避難地域における広域バス路線の維持にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

避難地域における広域バス路線については、F-R-E-Iの整備をはじめとする復興の進展状況等を踏まえ、さらなる帰還促進や交流人口拡大のための重要な社会基盤であると考えている。そのため、住民ニーズや関係市町村の意見を踏まえた運行ルートの見直し等を行いながら、国に対し、第2期復興・創生期間後も運行に必要な財源を強く求め、避難地域における広域バス路線の維持に取り組んでいく。

真山祐一委員

県内の路線バス事業者に対する経営支援のため、キャッシュレス決済システムの導入や運転免許取得、原油価格高騰への支援を講じているが、依然として厳しい経営環境が続いている。令和6年度交通関係優良団体大臣表彰に選ばれた山形県鶴岡市と庄内交通（株）の事例によると、路線再編のため徹底した需要調査を実施し、市内循環バスの小型化による運転手の確保と住宅街のきめ細やかな巡回、運賃の明瞭化などに取り組み、利用者が従来の5倍に増加した。県内市町村においても、地域公共交通が抱える課題や住民の移動需要等をしっかりと調査、分析した上で、地域交通法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）に基づくマスタープランである地域公共交通計画を策定し、利用者の利便性向上や交通事業者の経営支援等に取り組む必要があるが、計画策定率は4割程度にとどまっている。

そこで県は、市町村における地域公共交通計画の策定をどのように支援していくのか。

生活環境部長

市町村の地域公共交通計画は、地域の望ましい交通サービスの在り方を示す重要な指針であることから、計画策定経費の補助に加え、今年度から担当職員を対象に、

交通課題の解決手法を学ぶワークショップやデータ活用に係る研修会の開催などの技術的支援にも取り組んでいる。今後も地域公共交通の維持・確保のため、市町村の計画策定を積極的に支援していく。

真山祐一委員

産業振興について、直近の製造事業所調査によると、県内の事業所数は3,273、従業員数は15万3,449人、製造品出荷額等は5兆4,610億円、付加価値額は1兆8,550億円となっており、令和4年の実質県内総生産が7兆9,035億円であることを考えると、改めて県内経済における製造業の存在感は大きい。本県が持つ産業立地の優位性を生かし、企業誘致や県内企業への支援に努めてきた成果と評価する。

一方、人手不足が顕著となる中、老朽化設備の更新はもとより、省人化、省力化の技術革新を踏まえた設備投資の必要性が高まっている。特に、県内雇用の大きな受皿である大企業の製造拠点は設備投資の際に企業立地補助金などを活用できる場合があるが、各種支援施策の対象外となることが多く、対象となる場合も雇用要件があり、人手不足時代における省人化、省力化ニーズに合致していない。大企業を含む県内立地企業が将来にわたり県内で事業を継続できるよう、支援を拡充する必要がある。

そこで県は、県内立地企業の継続的な事業展開に向けどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

県内立地企業の事業継続は、地域経済の活性化や雇用の観点などから重要であると認識しており、企業訪問による課題把握や取引機会創出のための商談会の開催、企業立地補助金による設備投資支援などを通して、企業の業績向上に向け取り組んでいる。引き続き、地域の核として継続して操業し、事業拡大につながるよう積極的に支援していく。

真山祐一委員

災害リスクの分散や地方創生促進のため、国は平成27年の税制改正で、企業が地方への拠点移転や地方の拠点強化を実施した場合に、都道府県の認定を得て税額控除等を受けられる地方拠点強化税制を創設した。さらに、県は独自の支援制度を設け、本県への本社機能の移転を推進している。県内に既に立地している事業所が、管理部門や研究開発部門などの本社機能を一部移転する場合にも使え、実際に利用

実績も多く実質的に県内企業に対する支援制度の側面もある。本県が持つ産業優位性の認識を新たにし、また、時代の変化を踏まえた制度改善を図りながら、県内への本社機能の移転促進の取組をさらに強化していく必要がある。

そこで県は、本社機能の本県への移転促進にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

本社機能の本県への移転については、様々な業種の雇用を創出し、企業のリスク分散にも資することから重要であり、企業立地補助金や地域再生法に基づく税制優遇を活用して取り組んでいる。来年度はこれらの取組に加え、事業所の施設整備費用、設備費、備品購入費等の一部を新たに支援する補助制度を立ち上げる予定であり、関係機関とも連携し本社機能の移転促進に一層取り組む。

真山祐一委員

2050年カーボンニュートラルに向け低炭素水素の活用等を促進するため、昨年10月に水素社会推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律）が施行され、国も水素社会の実現にさらに力を入れて取り組む方針である。昨年11月、海外行政調査でドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州経済・産業・気候保護・エネルギー省を訪れ、水素に関する意見交換を行った。同州は水素及び燃料技術においてトップレベルの拠点と言われており、化学工場等における水素の産業利用に特に力を入れていた点が印象的であった。例えば、大手製鉄所の高炉の燃料に水素を利用するなど、化学工場等が集積している点を生かし、パイプライン等で効率的に供給していく方針のようである。本県の水素関連の取組は、燃料電池自動車等のモビリティ分野を中心に進めているが、水素需要の拡大を図るためには、モビリティ分野の拡大とともに水素の産業利用にも力を入れて取り組む必要がある。水素社会推進法においても、低炭素水素等の利用を特に促進すべき事業分野として、鉄や化学、運輸部門や発電所における混焼発電などの燃料に水素を活用する方針である。

そこで県は、水素の産業利用の促進にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

水素の産業利用については、これまで県内の工場において水素ボイラーを活用したタイヤ生産などの実証が行われるとともに、水素バーナーによるガラス加工を行う工場が操業開始予定であるなど、取組が着実に進んでいる。水素社会の実現に向

け、産業面での利用は大変有効であることから、来年度、工場等での水素利用機器の導入を支援することとしており、引き続き企業等と連携しながら水素の産業利用を促進していく。

真山祐一委員

埼玉県八潮市の下水道管の劣化が招いた道路陥没は、本県にとっても他人事ではなく、上下水道の劣化診断及び老朽化対策が急務である。同様に、工業用水道管の老朽化も全国的な課題となっており、法定耐用年数の40年を超える水道管は全国で48.3%と半数に迫っている。県としても工業用水道施設の緊急点検を行ったが、産業の血液とも言われる工業用水は供給を受ける企業にとっての生命線であり、工場の操業が停止した場合、雇用をはじめ地域経済に大きな影響を及ぼすことが確実である。また、工業用水も道路下に管路があることから、万が一陥没等が発生した場合、県民生活に大きな影響を及ぼす。本県の工業用水道料金は全国的に優位性があることを踏まえつつ、老朽化した管路を計画的に更新する必要がある。

そこで県は、県営工業用水道施設の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか。

企業局長

老朽化対策については、福島県工業用水道中長期計画に基づき、令和4年度から実施している勿来工業用水道沼部堰改築工事をはじめ、管路やポンプ設備など施設の更新及び修繕を実施してきた。現在、より効率的に対策を進めるため、AIによる管路の劣化診断等を活用した新たな計画を策定中であり、引き続き工業用水の安定供給維持に向け、計画的な老朽化対策に取り組んでいく。

真山祐一委員

米価が高騰する中、県のトップブランド米である「福、笑い」よりもコシヒカリなどの一般的な県産米のほうが価格の高騰幅が大きく、一部では価格の逆転現象が起きてしまったとの生産者の声が聞かれた。その要因を一概に論じることは困難であるが、流通量が多い一般的な米のほうが概算後に支払われる追加払いが多くなったと考えられる。

「福、笑い」は認証GAPを取得した登録農家しか栽培できない、国内で唯一の認証GAP米である。GAPによる生産工程管理は通常の米作りよりも格段に手間がかかるため、価格を含めて生産者が作りたいと思える米でなければならない。県産米ブランドを牽引する「福、笑い」が、高品質に見合う適切な評価を市場で得ら

れるよう、さらなるブランド力の向上を図り、販売促進に一層力を入れて取り組む必要がある。

そこで県は、「福、笑い」の販売促進にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

「福、笑い」を本県トップブランド米として定着させるため、食味のよさや、登録要件を満たした生産者のみが栽培できる優れた品質などの特徴をフェア等によりPRしている。今後は高級ギフトカタログへの掲載拡大や、大切な人へ贈りたくなるような動画、新聞広告の活用等により、縁起のよい名称を生かしたギフト利用を強化するなど、引き続き県産米全体を牽引するとともに、生産者の生産意欲が高まるよう販売促進に取り組んでいく。

高宮光敏委員長

これをもって真山祐一委員の質問を終わる。

(午後 2時 6分)

(午後 2時 7分)

高宮光敏委員長

通告により発言を許す。

山口洋太委員。

山口洋太委員

いわき医療圏の医師偏在指標について、県の認識を聞く。

保健福祉部長

いわき医療圏の医師偏在指標は159.2で、相双医療圏に次いで低い状況となっている。

山口洋太委員

相双医療圏に住民票を置き、いわき市や県外に住んでいる避難者が今なお数万人いる。この医師偏在指標には避難者が考慮されておらず、実態と大分乖離している。

そのため、避難者数を考慮し地域の実情を反映した医師偏在指標を算出すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

医師偏在指標の算出においては、双葉地方から住民票を移さずいわき市に避難している住民がいわき市で受診している場合、いわき医療圏の医療需要として一定程度反映されている。

なお、医師偏在指標は、厚生労働省のガイドラインで定められた算定式により算出されている。国では、令和9年度からの次期医師確保計画に向け、医師不足の実態と大きく乖離することがないように、必要な見直しを検討することとしており、県としては国の動向を注視していく。

山口洋太委員

私が代わりに算出してきた。相双医療圏に住民票を置き、いわき医療圏に住んでいる避難者は2021年度に約1万7,000人おり、これを踏まえて計算し直すと、いわき医療圏の医師偏在指標が159.2から150.7となり、全国335位中300位となる。相双医療圏の医師偏在指標が170以上となり、医師偏在指標が実質県内一番低いのは圧倒的にいわき医療圏である。

その結果、県内の二次医療圏の中で重症者の救急搬送困難事案の割合が直近5年間平均で最も高い地域について聞く。

危機管理部長

重症者の救急搬送困難事案について、救急隊が医療機関への受入照会を4回以上行った割合は、いわき地域が最も高く、令和元年から5年までの平均で14.75%である。

また、救急隊の現場滞在時間が30分以上の割合についても、いわき地域が最も高く、元年から5年までの平均で20.2%である。

山口洋太委員

いつからいわき地域が一番高いのか。

危機管理部長

直近5年間より前のデータは持ち合わせていない。

なお、救急隊の現場滞在時間が30分以上かかった件数の割合は、直近5年では、令和元年から3年までいわき地域が高い状況にあったが、4年、5年はいわき地域ではなく県南地域が高い状況である。

山口洋太委員

いわき市で病気になったら死ぬだけだという住民が多くいる。いわき市では意識レベルが悪く、血圧も低下しており、全身状態が非常に悪い重症患者が救急車を呼んでもたらい回しにされ、自宅で30分以上待たされる。あつてはならない状況が県内のほかの地域と比べて圧倒的に多く、それが5年以上続いている。命だけは平等でなければならない。県は、実質医師偏在指標が一番低いいわき医療圏を、国が進める医師偏在対策における重点医師偏在対策支援区域に設定すべきと考える。

そこで、国の医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおける重点医師偏在対策支援区域をどのように選定するのか。

保健福祉部長

国の医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおける重点医師偏在対策支援区域の選定について、現段階においては、診療所の医業承継に係る支援区域の検討を求められており、今後、関係機関と協議を進めることとしている。

重点医師偏在対策支援区域に関する詳細は、いまだ示されていないことから、引き続き国の動向を注視していく。

山口洋太委員

県内の複数の医療圏を重点医師偏在対策支援区域に選定可能か。

保健福祉部長

診療所の医業承継に係る支援区域の選定については、いわき医療圏のほか、県南医療圏、会津・南会津医療圏、相双医療圏が候補区域として国から示されていることから、これらを踏まえつつ選定を進めていく。

山口洋太委員

しっかりと議論し、ぜひともいわき医療圏を選定してほしい。

最後に1点、執行部全体に対する要望である。昨年的一般質問で私が福島県立医科大学からいわき医療圏への医師派遣対応率を聞いた。総務部長は常勤医師と非常勤医師を合わせて、令和2年53%、3年65%、4年67%と答弁した。私はこの数字はおかしいと思ったので、後日県立医科大学に対し、いわき医療圏への常勤・非常勤合わせた医師派遣対応率について、情報公開開示請求をした。その結果、実際のいわき医療圏への常勤・非常勤合わせた医師派遣対応率は2年40%、3年43%、4年46%であった。議場での答弁と全く違い、非常にショックを受けた。私は、質問を通して県民の暮らしが少しでもよくなると信じて質問をつくっているため、真摯

に向き合って今後答弁してほしい。これは心からのお願いである。よろしく願う。

高宮光敏委員長

これをもって山口洋太委員の質問を終わる。

以上で本定例会の総括審査会を終結する。

これをもって閉会する。

(午後 2時16分 閉会)